

る特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案、以上三十七件を一括して議題といたします。

一昨二十八日行なわれました各小委員会における審査の概要について、各小委員長から御報告を願います。

まず、藤田厚生、労働小委員長。

○藤田藤太郎君 厚生、労働小委員会における審査の概況について御報告いたします。

本小委員会は、十一月二十八日に開かれ、内閣提出の昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外八件について審査を行ないました。

まず、厚生省関係につき申し上げるが、おもな問題は次の通りであります。

公衆衛生の保持に関する特別措置法案に関し、簡易水道の復旧について、『災害によつて根こそぎにやられ、財政的に行き詰まつてゐる町村に対しても順次質疑を行ないましたが、おもな回答は次の通りであります。

まず、厚生省関係につき申し上げるが、おもな問題は次の通りであります。

公衆衛生の保持に関する特別措置法案について、『災害救助法には、実際に支給された見舞金の処置などいろいろ検討を要する問題があり、政府は災害基本法の立案を準備しているところであるが、関係各省間で密接な連絡をとつて、早急に有効適切な処置をとり得るようにしてもらいたい』との問い合わせに対し、『災害基本法案は、來たる通常国会に提出されるべきものであるから、災害救助法は、全般的な災害対策の一環として行なわれることであります。また、「被災労働者の救済措置は、全貸し出しの方法があり、未加入の労働者でも被災後労働金庫に入加入して貸付を受け得る」旨の答弁がありました。

また、「被災労働者の救済措置は、会計から支出されただけの経費は、次年度の一般会計から補てんするのが適当ではないか。」との問い合わせに対し、『この範囲の特例措置は、失業保険のベースに乗り得るものであり、その根柢原則を乱すものではないから、失業保険特別会計で措置してしかるべきものと考える』旨の答弁がありました。

その他、失業保険金の受給の待定期間、失業保険料滞納の場合の受給資格、失業対策事業に対する国庫補助率等についても熱心な問答が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

本小委員会は、内閣提出の昭和三十四年九月の暴風雨により権害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案について、『せつかく有利な条件で貸付制度ができるが、金融公庫では医療機関に流す資金がなくなつて借りられないという場合が起らぬか。ま

た、代理貸付機関に対する莫大な手数料を削減することによつて償還四年目からの利率九分三厘を三年目までと同様六分五厘に引き下げる事ができなかつた』との問い合わせに対し、「現在、金融公庫における第三・四半期分については出足が早くなつてゐるが、總ワクとして金がなくなつて貸付を断わるということはない。早く貸付がはかどるよう指導して、御期待に沿いたい。また、代理貸付機関に対する手数料を削減することは困難であるが、貸付金利についてはさらに検討したい。』との答弁がありました。

都道府県の災害救助費に関する特別措置法案について、「災害救助法には、実際に支給された見舞金の処置などいろいろ検討を要する問題があり、政府は災害基本法の立案を準備しているところであるが、関係各省間で密接な連絡をとつて、早急に有効適切な処置をとり得るようにしてもらいたい』との問い合わせに対し、『災害基本法案は、來たる通常国会に提出されるべきものであるから、災害救助法は、全般的な災害対策の一環として行なわれることであります。また、「被災労働者の救済措置は、会計から支出されただけの経費は、次年度の一般会計から補てんするのが適当ではないか。』との問い合わせに対し、『この範囲の特例措置は、失業保険のベースに乗り得るものであり、その根柢原則を乱すものではないから、失業保険特別会計で措置してしかるべきものと考える』旨の答弁がありました。

その他、失業保険金の受給の待定期間、失業保険料滞納の場合の受給資格、失業対策事業に対する国庫補助率等についても熱心な問答が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

次に、労働省関係の失業対策事業に関する特別措置法案及び失業保険特例法案について、『事業所自体は操業しているが災害による交通機関の不通によって労働不能となり、賃金を受けられぬ場合、これに對していかなる救済措置を講じてい

るか。』との問い合わせに対し、「そのような場合に於ける特別措置法案外五件の農林水産関係法案について、『重政庸徳君 農林水産小委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

四年九月の暴風雨により権害を受けた農地の除塙事業の助成に関する特別措置法案について、『せつかく有利な条件で貸付制度ができるが、金融公庫では医療機関に流す資金がなくなつて借りられないという場合が起らぬか。ま

た、代理貸付機関に対する莫大な手数料を削減することによつて償還四年目からの利率九分三厘を三年目までと同様六分五厘に引き下げる事ができなかつた』との問い合わせに対し、「現在、金融公庫における第三・四半期分については出足が早くなつてゐるが、總ワクとして金がなくなつて貸付を断わるということはない。早く貸付がはかどるよう指導して、御期待に沿いたい。また、代理貸付機関に対する手数料を削減することは困難であるが、貸付金利についてはさらに検討したい。』との答弁がありました。

都道府県の災害救助費に関する特別措置法案について、「災害救助法には、実際に支給された見舞金の処置などいろいろ検討を要する問題があり、政府は災害基本法の立案を準備しているところであるが、関係各省間で密接な連絡をとつて、早急に有効適切な処置をとり得るようにしてもらいたい』との問い合わせに対し、『災害基本法案は、來たる通常国会に提出されるべきものであるから、災害救助法は、全般的な災害対策の一環として行なわれることであります。また、「被災労働者の救済措置は、会計から支出されただけの経費は、次年度の一般会計から補てんするのが適当ではないか。』との問い合わせに対し、『この範囲の特例措置は、失業保険のベースに乗り得るものであり、その根柢原則を乱すものではないから、失業保険特別会計で措置してしかるべきものと考える』旨の答弁がありました。

その他、失業保険金の受給の待定期間、失業保険料滞納の場合の受給資格、失業対策事業に対する国庫補助率等についても熱心な問答が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

のが適當かどうか知りませんが、十二分に一つ御考慮を願いたいと思うのであります。

それからさらに、この臨海工業地帯の問題でございますが、これも一昨日の小委員会におきまして、通産当局に私は申し上げたのであります。ほどの四面海の日本の状態、しかも日本体自力坪を中心いたしまして埋め立てに依存をいたしておりますのであります。が、こういう点におきましては、はたして従来とつております、そういうたつの勧誘によつて干拓地に入りました人たちが、鍋田におきましてもそうなります、あるいは桑名地区におきましてもそうなりますし、ああいうむざむざの勧誘によつて干拓地に入りました人たちが、鍋田におきましてもそうなります、あるいは他に方法があるとすれば、他に適地がありまするならば、そういう方面に特別この際において私は考慮するの必要があるのでないか、かように考えるわけござります。それからさうにこの問題を契機にいたしまして、私はあえて災害対策の當時本部を作れとは申しませんけれども、今後関係官庁の特別な有機的な結びつきといふことが非常に必要ではないか。今申し上げました通り、年々歳々日本には台風が必ず来るんありますから、どうかそういう点に対しまして政

府は特段の一つ注意を願いたいと思うのであります。

府は特段の一つ注意を願いたいと思うのであります。それから最後に、これは私ども無所属クラブという立場でなければこういう発言はできないと思うのであります。が、知事あるいは市長等が、ところによりましては必ずしも政府与党から出ているとは限らないのです。これは民主主義のルールによつてあるいは野党の方も出ておるかもしません。そういうのは各方面にあるのです。従いまして、そういう自分たちの与党関係でないというために、この灾害対策がもしもいろいろな意味においておくれる、あるいはその連絡が緊密でないというようなことがあります。したならば、国民は非常な迷惑を受けるのであります。この点につきましても特に御注意を願いたいと思うのであります。

政府の災害対策に不備な点もあつたということを率直に端的に認められ、反省をされておる。今後これが恒久的ないわゆる対処をしなければならぬといふことも言われております。従つて、恒久的な対処が特に治山治水あるいは高潮対策、こういう問題に今後十分なる予算をとり、そうしてその中からこれに対する対策をとつてゆく、こういろいろ意味から賛成をするものであります。

なお、特に要望いたしたいことは、今回のこの法案二十七件の実施にあたりまして、ただ單に公式的に、いわゆる機械的にこれを適用するのではなく、罹災者の困窮状態を十分勘案して、しかも心から救済する、こういふ立場に立ち、なおまた復旧にいたしましても、これを将来予防するという立場において十分なる改良を加えて復旧費を減らすことを強く要望いたしまして、賛成演説をいたしたいと思いま

ります。委員会におきましてはそういうう点を取り上げまして、連日きわめて真摯な審議が展開をせられました。いつの委員会でも、どの委員会でも、国民監視のうちに行なわれておりますことは申すまでもございませんが、特に今回のこの特別委員会の審議は格別に国民の注目のうちに行なわれたと思うのであります。でございますので、この委員会の審議を通して政府が所信を披露せられ、約束をなさいましたことがただ単に一片のその場限りのものに終わつてはならぬのであります。格別にそういう点についてはその実行を期せられたいと存じます。

そこで申し上げたいことは、被災が非常に激甚であったことと、何といたしましてもこの災害を早く復旧をし、民生の安定を期せなければならぬといふことで、なきなければならぬことはどうしてもこれは進めていかなければならぬのであります。そういう結果と

明があり、總理も所信を述べられておられます。あるいは第二次の補正なり、二十五年度の通常予算なり、臨機の措置を講じまして、しわ寄せが地方財政に及ばないということを十分一つ考えていただきたいと思います。

さらにもう、被害の激甚地域におきましては、相当の工事が集中的に行なわれるといふ結果といたしまして、そこに過去の経験に徴してもきわめて正確であります。が、インフレ的な様相を呈しましたり、あるいは風紀の上にもいろいろな問題がかもし出されまして、純朴な質実な地方農村の状態といふものを破壊に追いやりという危険がないとは申されませんので、経済上の問題なり、あるいは取り締まり上の問題なり、補導の問題——純朴な地方の状態を破壊することのないよう最も善の工夫と善処を求めたいのであります。

申された通り、もうすでにあつたから
十二月であります。寒さも迫つておる
ときでありますので、われわれはそろ
いう意味におきましてとにかく一日も
早くときでござりまするので、政府提
案に賛成をいたします次第であります

（新）第三一君、私は希望金を作成したのでして、ただいま議題になつておりまする災害関係二十七の法律案に対しまして、賛意を表する次第であります。賛成の意を表するにあたりまして、二、三問題を指摘して、格別の政府の善処を求めたいと存じます。

して、どうぞよろしくお願い申しますと、善き友達を見つつありまする地方財政の上に非常な圧迫を持ち来たすよくなことがあるのではないかといふ心配をいたすのであります。あるいは査定が厳に過ぎまつたり、査定がおくれて工事が遅延をすらといふようなことから、そのしわ寄せ

○向井長年君 私は社会クラブを代表いたしまして、今次災害に対する二十七件の法案に対しまして、賛成するものであります。必ずしもこの二十七件の法案によつて十分とは考えてはおりません。しかしながら、先般も岸總理初め各関係大臣が、今次の災害が非常に御留意の上、今後の対策を講じていただきたいたいと思います。

災害発生以来直ちに中部日本災害対策本部を設置されまして、当面の対策に取り組んでこられました政府の誠意、並びに引き続きましてこの国会を召集せられまして、諸般の対策を樹立して審議を求めております態度につきましては十分敬意を表します。しかしながら、必ずしも諸般の対策が今回の非常に大きな災害に取り組むものとしては十分であるとは申しかねるのであ

せが地方財政の上におおいからざつて
参りまして、あるいは財政的に地方自
治團体が破滅の困難に遭遇するという
ことも想像されないわけではございま
せんので、災害復旧の進行につきまし
てはそういう点を十分一つ頭に置かれ
まして、もし不幸にしてわれわれが賛
成いたしました補正予算だけでは十分
にその効果が期待されないといろいろ
な場合におきましては、大蔵大臣も書

が、今回の被災によつて同様の状態に追い込まれておられまする関係組合の立ち直りを促進いたしますために、協同組合の再建整備法を復活せしめることにつきましては、十分誠意を持つてこたえるということをございますので、次の通常国会にはこれが法的な措置を講じていだきますよう御工夫と研究を望むのであります。

が、中小企業の金融につきましては各般の措置がとられております。がしかし、ほんとうにこの金融が難儀をいたしております被災者に及ぶ段階になると、調査費などがあるのは歩みだとか、いろいろな方法で、実質上手取り金利が高くなつていくことは、これは過去の経験に徴して否定のできない事実であります。今回はそういう点について十分監督を厳しく指導すると、こうおっしゃつていて、なつかしい問題でありますので、それらの点につきましては、おっしゃつております通り、そういうようなおこにむかし最終の、被災者の受けます金利が実質的に高騰いたしませんように、嚴重に一つ御指導と監督を期待をいたすのであります。

次に税法上の問題でありまするが、山林経営者等で風倒木のために相当の経済的打撃をこうむつている人々に対する税法上の特別の措置は遺憾ながら講ぜられておらぬよう思ひのでありまするが、現行の税法の運用におきましても、こうしうようなはんとうに氣の毒な立場に立つておる人々に対する税法上の特典による救済の施策をとり進めさせていただきたい。さらに、各種の協会等が、その組合員中の被災者に対する税法をいたしておる事実が存続をいたしておるのでありまするが、これらも税法上、正面解釈としては免税の取り扱いができるくらいのようなことに相なつておると思いますするが、そういうような精神

を十分汲みとりますれば、損失に露るべき性格のものであると思します。で、税法上の問題に因縁してそういう、ような、だれが考えましても常識的何らの作為のない、ほんとうに気のな人々に対する見舞金と認められるの、あるいは風倒木等によつて格別困難をきわめておる連中に対します税法上の措置について、遺憾なきをいたします。ただきたいと思ひますのであります。

特別措置法案

利用に供する小川の漁業権の特別措置法案
年八月の水害又は同年八月の風水害を受けた中小企業等の機械等の充拡等に関する法律案
年七月及び八月の水害又は九月の風水害を受けた公衆衛生の保持に関する法律案
年八月及び九月の風水害の災害復旧事業施設の実施に関する法律案

案
天災による
る資金の融通
部を改正する
昭和三十四年
は同年八月及
地方公共団体
法律案
昭和三十四年
は同年八月及
市町村職員其

被害農林漁業者等に対する
にに関する暫定措置法の一
の起債の特例等に関する
法律案

ますが、なかなか関係機関の手段は巧妙でありますて、ただ遠くからながめておるだけでは目的を達することが非常にむずかしい問題でありますので、それらの点につきましては、おっしゃつ

きまして、手続が非常に煩瑣であります。おそらく自作農創設維持資金にいたしましても、その他の資金にいたしましても、借り受けをするために手続

まして、そういうふうにいたします。
そういうふうに取り計らう所存であると
いうことを申されておる点を指摘しま
たのでありますて、約束済みのことであ
ござりまするので、すみやかにそれら
がま

費に關する特
昭和三十四
は同年八月及
都道府県の設
置法案

別擧置法案

入指したる災害見舞金による堆積土の特別措置法

の額の特例に関する法律
案
年八月及び九月の暴風雨
砂及び洪水の排除に関する

ことによつて最終の、被災者の受けます
する金利が実質的に高騰いたしません
ように、厳重に一つ御指導と監督を期
待をいたすのであります。

次に税法上の問題でありまするが、
山林経営者等で風倒木のために相当の
経済的打撃をこうむつている人々に対
する税法上の特別の措置は遺憾ながら
講ぜられておらぬように思うのであり
まするが、現行の税法の運用におきま
して、こう、うようくなまるとこう云ふの

頬瑣であつて耐えられないといふの、一般的の声であります。もちろん貸付ありまするから、返済の確実を期せければならぬことは当然であります。が、といつて形式的に頬瑣な手続をいたしますることは、ほんとうに難儀しておる連中に対しましてはあまりも酷な仕打だと思ひますので、能な限り手続の簡素化を一つやつていただきたい。これは法律でも何でもございませんので、やるという気持でやりを續らることになりますればそん

がでるなりをいに可りなれども、これが具体的化せばオ、ある。したがつて、次期常議會に立法の手続をされまするようよろしく、強く要請をいたしまして、私の懇意の成討論を結ぶ次第であります。

○委員長(都祐一君) 他に御意見もなつておられませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(都祐一君) 御異議ないものと認めます。

は同年八月及
者に対する母
る特別措置法
中小企業局
正する法律案
昭和三十四年
月及び九月の
者に対する資
措置法案
昭和三十四年
は同年八月及

前年七月及び八月の水害又は同年五月及び九月の風水害を受けた中小企業者の融資の貸付に関する特例

昭和三十四年九月及び十月の月並びに十一月の月並びに十二月の月は同年八月及
害救助法が適用する特別措置を受ける私立学校等の建物等の措置法案
昭和三十四年八月八日改定

年八月及び九月の水害又は同年八月の水害を受けた公立の学校施設の災害復旧に関する特別法案

にむずかしい問題ではないと思いつます。私は、極端な例を申し上げますば、住宅復興の資金等につきましては、市町村等が保証をするわけでもありますので、そういうものについてもうしちゃんどうくさい、保証人が人だとあるいは財産の状況がどうなつていてるかという調査なんかは免をしてやる。これは極端な例なんですが、その辺まで考えていただけます。

ま
れ
て
あ
は
何
う
除
あ
昭和三十四年九月の風水害を受けた
米穀の売渡の特例に関する法律案
昭和三十四年七月及び八月の豪雨、
同年八月及び九月の暴風雨又は同年九
月の降ひようによる被害農家に対する
特別措置法案
昭和三十四年九月の暴風雨により生
害を受けた農地の除賦事業の助成に關
する特別措置法案

地域における
別措置法案
昭和三十四年八月
びに同年八月
る失業保険
昭和三十四年九月
月及び九月の
の特例等に關
昭和三十四年九月
害を受けた伊

の失業対策事業に関する特
別条例案

特別措置法案
昭和三十四年八月六日
は同年八月及
農林水産業施
する特別措置
昭和三十四年八月及
は同年八月及
公共土木施設
特別措置法案
昭和三十四年八月六日

年七月及び八月の水害又
び九月の風水害を受けた
等の災害復旧事業等に因
ての法案

ましても、地方の自治団体が保証して

漁業者の共同利用に供する小型の漁船 の建造二種と六時制賃置法案

卷之三

専業に関する特別措置法

による任意共済に係る保険金の支払等にあるための資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案

以上二十七件を一括して問題に供します。

右各法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致でござります。よつて右の二十七件の法律案は、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

この際、ただいま議決されました二十七件の法律案に対し、委員全員の発議をもつて次の附帯決議案が提出されおりますので、本案を議題といたします。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行に鑑み再びかくの如き災害を繰返えさないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当たり、

予算措置並びに機器の整備等に意を用いると共に、特に左記事項につき格段の施策を講じ遺憾なきを期せられたい。

一、各種工事の施行に際しては、原形復旧にこだわることなく改良復旧を充分におりこみ再度災害を繰返さないよう措置するは勿論、過去の慣例的年次別比率にこだわることなく速かに完成すべきである。

二、各省に關係のある復旧工事については、その間に有機的連絡をとり計画、施工、工程及び完成期にそこを来たさざるよう万遺憾なきを期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害の小災害施設復旧につき、農林災害にあつては一個所の工事の対象となる被災個所の間隔五十米を百米に、公共土木にあつては二十米を五十米とし、なお災害関連事業についてもその適用範囲の拡大を図るべきである。

四、除塙事業の助成に当つては、塙分を含んだ被害わらの処分に必要な経費を補助の対象とすべきである。

五、小型漁船の建造に関する特別措置については、補助の対象及び条件等につき実情に即し適切な措置を講じ、もつて被害漁民の救済に万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行に鑑み再びかくの如き災害を繰返えさないよう恒久的対策を樹立し、国土の保全と産業の興隆に資し民生の安定を期すべきである。これがため政府は今回の風水害対策諸法律の実施に当たり、

が説明は省略いたします。本案を委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。よつてさより決定いたしました。

ただいま議決されました附帯決議について、政府から発言を求められております。この際これを許します。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま全会一致をもつて御決議をいただきました附帯決議につきましては、政府といたしましては、その趣旨のあるところを十分検討いたしまして、法律の適切な運用をはかつて参考の所存でござります。

○委員長(郡祐一君) 政府の所信表明は終わりました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

附帯決議(案)